議題

1. 議題
   1）　道路鉄道連絡会議の位置づけについて
   2）　規約の改正について
   3）　跨線橋の点検実施率及び点検結果について（九州・福岡県）

資料１　道路鉄道連絡会議の位置づけについて

道路鉄道連絡会議の位置付け

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">上の管理者
下の管理者</th><th rowspan="2">高速会社</th><th rowspan="2">直轄</th><th rowspan="2">公社</th><th rowspan="2">都道府県
市区町村</th><th colspan="2">道路法外</th></tr>
<tr><th>その他</th><th>鉄道</th></tr>
<tr><td colspan="2">高速会社</td><td colspan="4" rowspan="4">道路メンテナンス会議
【都道府県単位で設置済み】
＜事務局＞
国道事務所
 </td><td rowspan="4">跨道橋
連絡会議
【道路メンテナンス会議の下部組織】
＜事務局＞
国道事務所
 </td><td rowspan="4">道路鉄道
連絡会議
【道路メンテナンス会議の下部組織】
＜事務局＞
国道事務所
 </td></tr>
<tr><td colspan="2">直轄</td></tr>
<tr><td colspan="2">公社</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県
市区町村</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路法外</td><td>その他</td><td colspan="4">個別協議</td><td>――――</td><td>――――</td></tr>
<tr><td>鉄道</td><td colspan="4">道路鉄道連絡会議
【道路メンテナンス会議の下部組織】
＜事務局＞
国道事務所
 </td><td>――――</td><td>――――</td></tr>
</table>

資料2　規約の改正について

福岡県道路鉄道連絡会議規約の改正

【改正点】
〇有明海沿岸国道事務所の設置に伴うメンバーの追加（副会長・事務局）

福岡県道路鉄道連絡会議　規約（一部改正案）

（名　称）
第１条　本会は「福岡県道路鉄道連絡会議」（以下「会議」という。）という。

（目　的）
第２条　会議は、道路法第２８条の２及び道路法施行規則の一部改正（平成２８年１０月２８日付け国土交通省国道国発第１２９号道路局長通達）に基づき設置するもので、福岡県道路メンテナンス会議規約第５条第２項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、福岡県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

（事　業）
第３条　会議は第２条の目的を推進するため、次の事業を実施する。
（１）跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業
（２）関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関する事業
（３）国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関する事業
（４）前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業（必要に応じて跨道鉄道橋に関するものも含むものとする）

（構　成）
第４条　会議は別表に掲げる関係機関をもって構成する。
２　会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は九州地方整備局福岡国道事務所長、副会長は九州地方整備局北九州国道事務所長、九州地方整備局有明海沿岸国道事務所長、福岡県県土整備部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所長とする。
３　会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
４　会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

（事務局）
第５条　会議における事務は、九州地方整備局福岡国道事務所道路保全課、九州地方整備局北九州国道事務所管理第二課、九州地方整備局有明海沿岸国道事務所管理課、福岡県県土整備部道路維持課、西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所担当課及び北九州高速道路事務所担当課において処理する。

（開催頻度）
第６条　年１回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

（雑　則）
第７条　本規約の改廃は会議で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

附　則　本規約は、平成２９年３月１日から施行する。
本規約は、令和元年１１月２８日から施行する。（一部改正）

福岡県道路鉄道連絡会議規約の改正

福岡県道路鉄道連絡会議　名簿

	所　属	役　職
会　長	国土交通省九州地方整備局	福岡国道事務所長
副会長	国土交通省九州地方整備局	北九州国道事務所長
副会長	国土交通省九州地方整備局	有明海沿岸国道事務所長
副会長	福岡県県土整備部	道路維持課長
副会長	西日本高速道路株式会社九州支社	久留米高速道路事務所長
委　員	西日本高速道路株式会社九州支社	北九州高速道路事務所長
委　員	北九州市	建設局　道路部　長寿命化担当課長
委　員	福岡市	道路下水道局　管理部長
委　員	大牟田市	都市整備部長
委　員	直方市	産業建設部長
委　員	飯塚市	都市建設部長
委　員	田川市	建設経済部長
委　員	筑後市	建設経済部長
委　員	豊前市	建設課長
委　員	中間市	建設産業部長
委　員	小郡市	都市建設部長
委　員	筑紫野市	建設部長
委　員	春日市	都市整備部長
委　員	大野城市	建設環境部長
委　員	宗像市	都市建設部長
委　員	太宰府市	建設経済部長
委　員	古賀市	建設産業部長
委　員	福津市	都市整備部長
委　員	うきは市	住環境建設課長
委　員	みやま市	建設都市部長
委　員	糸島市	建設都市部長
委　員	宇美町	建設課長
委　員	新宮町	都市整備課長
委　員	粕屋町	道路環境整備課長
委　員	水巻町	建設課長
委　員	遠賀町	建設課長
委　員	小竹町	建設課長
委　員	鞍手町	建設課長

	所　属	役　職
委　員	桂川町	建設事業課長
委　員	香春町	建設課長
委　員	糸田町	土木課長
委　員	川崎町	事業課長
委　員	赤村	産業建設課長
委　員	福智町	建設課長
委　員	苅田町	施設建設課長
委　員	みやこ町	都市整備課長
委　員	築上町	建設課長
委　員	福岡県福岡県土整備事務所	副所長
委　員	福岡県福岡県土整備事務所前原支所	支所長
委　員	福岡県久留米県土整備事務所	副所長
委　員	福岡県南筑後県土整備事務所	副所長
委　員	福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所	支所長
委　員	福岡県直方県土整備事務所	副所長
委　員	福岡県京築県土整備事務所	副所長
委　員	福岡県京築県土整備事務所行橋支所	支所長
委　員	福岡県朝倉県土整備事務所	副所長
委　員	福岡県八女県土整備事務所	副所長
委　員	福岡県北九州県土整備事務所	副所長
委　員	福岡県北九州県土整備事務所宗像支所	支所長
委　員	福岡県田川県土整備事務所	副所長
委　員	福岡県飯塚県土整備事務所	副所長
委　員	福岡県那珂県土整備事務所	副所長
委　員	福岡北九州高速道路公社	企画部　常任調査役
委　員	西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部	新幹線施設部　土木課　担当課長
委　員	日本貨物鉄道株式会社　西日本工事管理事務所	北九州工事支所　助役
委　員	九州旅客鉄道株式会社	施設部 工事課長
委　員	西日本鉄道株式会社	施設部　線路課長
委　員	平成筑豊鉄道株式会社	工務課長
委　員	筑豊電気鉄道株式会社	施設課長
委　員	甘木鉄道株式会社	施設課長

福岡県道路鉄道連絡会議規約の改正

	所　属	役　職
オブザーバー	国土交通省九州地方整備局　道路部	
	国土交通省九州運輸局　鉄道部	
事務局	国土交通省九州地方整備局　福岡国道事務所　道路保全課	
	国土交通省九州地方整備局　北九州国道事務所　管理第二課	
	国土交通省九州地方整備局　有明海沿岸国道事務所　管理課	
	福岡県　県土整備部　道路維持課	
	西日本高速道路株式会社九州支社　久留米高速道路事務所	
	西日本高速道路株式会社九州支社　北九州高速道路事務所	

資料3　跨線橋の点検実施率及び点検結果について（九州・福岡県）

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

■平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準

■今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要

■踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成28年3月）

（衆）「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」

（参）「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」

■附帯決議を踏まえ、省令改正（平成28年10月28日公布、12月1日施行）

➢ 道路法施行規則　第四条の五の五に次の一号を加える。

四　橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

■道路管理者に対し、道路局長より通達を発出（平成28年10月28日）

■鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出（平成28年10月28日）

跨線橋の点検実施状況《九州・福岡県》

○跨線橋における平成26年度以降5年間（一巡目）の点検実施率は九州および福岡県ともに100%

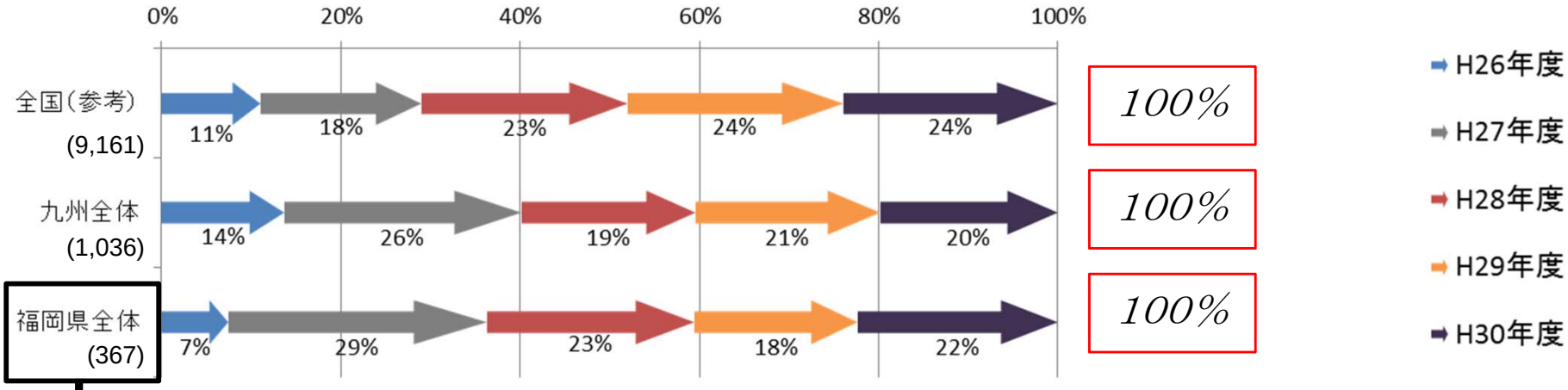

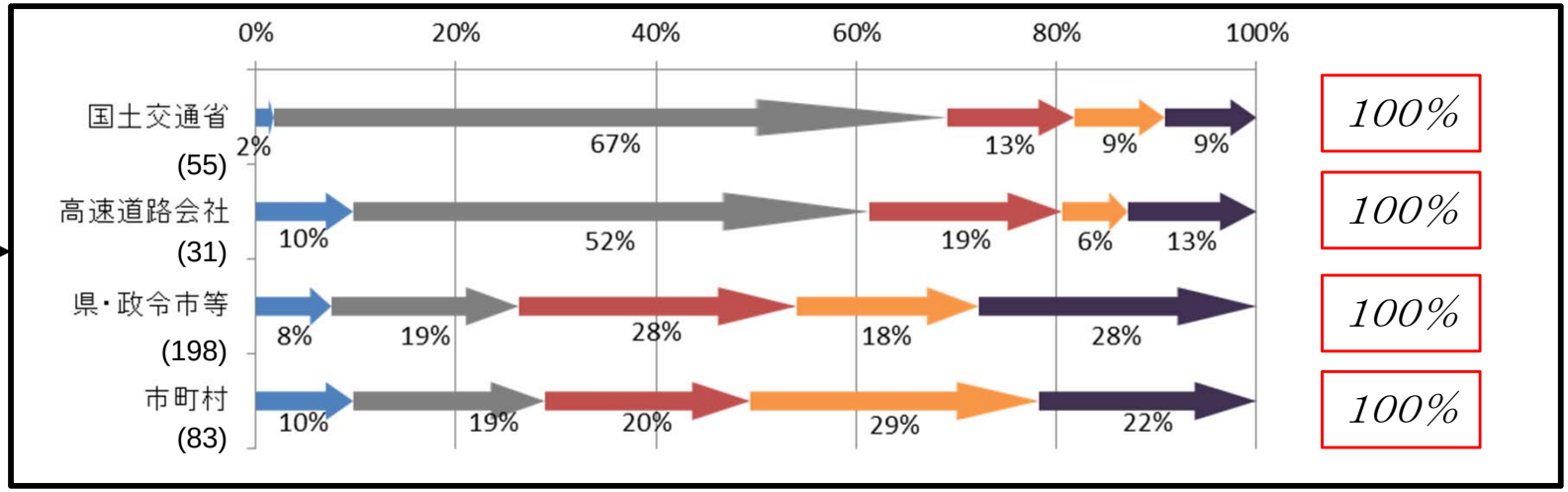

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※（ ）内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数
（平成30年度末時点で診断中の施設を除く）

出典：道路メンテナンス年報（令和元年8月）より作成

跨線橋の判定区分状況《九州・福岡県》

○九州の跨線橋における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）が21％（約200橋）
○福岡県の跨線橋における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）が22％（約80橋）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※（　）内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数（平成30年度末時点で診断中の施設を除く）

出典：道路メンテナンス年報（令和元年8月）より作成